

YLO ニュースレター（2026年5月号）

皆様

YLO ニュース 5月号をお届けします。年々夏を感じる時期が早まっているように感じます。地球温暖化は確実に進行していますね。

連休を挟んで20日ほどリモート生活をしていました。働いているようで、涼しさ（朝晩は寒さを感じていました）にかまけて、散歩や山登り、温泉などを楽しんでいました。そこで気が付いたのは、まっすぐ歩ける有難さです。東京では、もともと人が多いのに加えて、歩きスマホをしている人、数名で道一杯に広がって歩いている人々の間をくぐりながら歩いている感じで、とてもまっすぐに歩けるとはいえませんが、

東京に帰ってきて、一つ一つ所属している組織を辞めています。辞めるのも時間と労力がかかるなという印象です。全くなくなったら、寂しくなるかもしれませんが、良寛さんを思い出して、清風の中で世の中を考えます。

連休中に「ブラッドランド」（ティモシー・スナイダー著、ちくま学芸文庫）と手塚治氏の「アドルフに告ぐ」を読みました。スターリンとヒトラーの大虐殺の歴史です（1400万人以上が殺されました）。同時期に「王家の風日」（宮城野昌光著、文春文庫）も読み終わりました。古代中国商王朝の落日を雄渾に描いたものです。

いずれも、リーダーを選ぶということの大切さをしみじみと感じました。

最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）

○ 公正取引委員会の元委員長であった竹島一彦氏のご逝去された。私も、競争法フォーラムの立ち上げで随分お世話なり、また ICN の際にも夕食会を催していただくなどお世話になった。私がいつも一緒に仕事をしていた Gary Splattering や Scott Hamond とともに仲が良かったことが懐かしい。他方で、JASRAC 事件では相手方でこちらは大変な剣幕でした。いずれもしても竹島さんなしには競争法フォーラムはできなかったと思う。心からご冥福をお祈りします。

○ 公正取引委員会は、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正案意見を募集している。

事業者が、自社の商品を購入する小売業者等に対してその商品の販売価格を指示し、これを守らせる再販売価格維持行為は、競争手段の重要な要素である価格を拘束するものであり、独占禁止法上、原則として違法となる。「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第1の2(7)では、その例外として、通常、違法とならない場合の考え方を明らかにしている。本改正案は、その考え方に該当する場合及び具体例を追加することで、事業者

における独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てようとするものである。意見募集は6月11日18時までである。

○ 公正取引委員会は、「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書」（2025年12月24日）や「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（2026年4月27日）など、相変わらずアドボカシーに力を入れた報告書を発表して、任意にそれに従うように業界に求めている。それを争うことは非効率ではあるが、「競争」を明らかにして適正性を担保するためには裁判所で争うことも大切だと思う。

○ 公正取引委員会は、軽油の販売事業者による価格カルテル事件で、犯則調査を行ってきたが、4月17日に、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料し、東日本宇佐美など5社を検事総長に告発し、同日、東京地検がその告発を受けて、これらの事業者を東京地裁に独占禁止法違反の罪で起訴した。

独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報

○ 5月1日に、2024年に成立した金融商品取引法の改正法が施行された。TOB制度を見直し、TOB義務を、「3分の1超」から「30%超」に引き下げ、市場内取引（立会内）もこの規制の対象としTOB手続の柔軟化はかった。また、株式の保有状況の透明性確保のために大量保有報告制度も見直されるなどした。

なお、上記とは別に、4月10日に暗号資産を金融商品として規制対象に含める改正法案が閣議決定された（2027年度施行の見通し）。

○ 5月21日から、民事訴訟法の改正法が施行され、全面IT化が実現する。訴状・証拠書類のオンライン提出、インターネット送達、訴訟記録の電子化が実現することとなった。実務家にとっては注意すべき改正法である。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3-4 愛宕東洋ビル4階

電話 03-5425-6763

Fax 03-3437-3680

電子メール k.yabuki@yabukilaw.jp

HP <http://www.yabukilaw.jp>

「**草野芳郎 ADR センター**」へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。
草野芳郎 ADR センター

○草野芳郎弁護士が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」(信山社)を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き(定価 2000 円税別)で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方は YLO (soumu@yabukilaw.jp) までお申し込みください。

(YLO News Letter 毎月 10 日頃発行)